

## 随意契約理由書

工事名：寝屋川北部地下河川 鶴見立坑排水施設改築工事（その3）

本工事は、寝屋川北部地下河川 鶴見立坑に設置されている排水施設（ポンプ設備）の改築を行うものです。

寝屋川北部地下河川は大雨・洪水等による周辺地域の浸水被害を防止又は軽減するための防災施設です。

現在、集水区域の浸水被害軽減のため、鶴見調節池区間の暫定供用を令和12年の出水期までに行なうべく、本体築造工事を鋭意施工中ですが、既設調節池との接続に向け、令和9年度中には供用中の鶴見立坑をドライ化し、シールドマシンの到達準備を行わなければなりません。

本工事はこれに先立ち、ドライ化を目的とした排水施設（ポンプ設備）の改築を行うものであり、関連工事との工程の関係上、令和9年の出水期（令和9年6月）までに完了させる必要があります。

本工事の発注については、当初「鶴見立坑排水施設改築工事」として一般競争入札で令和7年8月1日に開札したところ、入札参加者無しの不調に終わり、入札参加資格要件の見直しを行ったうえで「鶴見立坑排水施設改築工事（その2）」として再度入札公告を実施しました。令和7年11月25日の開札では、入札参加者4者の内1者より応札がありましたが、予定価格を超過していたことから不落となりました。

この結果を受けて地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の可能性について入札参加者4者と協議を行いました。予定価格の範囲内での契約は困難であることがわかりました。

再度の競争入札に付した場合、排水ポンプの機器設計、製作に12か月を要し、さらには出水期間中には現場施工ができないことから、直ちに契約しなければ令和9年の出水期までに工事が完了できません。

以上のことから、大阪府随契ガイドラインに基づく「早急に契約をしなければ契約をする機会を失うおそれがあるとき」に該当するため、立坑内の作業環境や施工条件を精査し、設計金額を見直しのうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うものです。